

「司法書士及び司法書士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準）（案）」に関する意見

法務省民事局民事第二課 御中

令和2年7月15日

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号国際ビル6階

一般社団法人 全国司法書士法人連絡協議会

理事長 鈴木龍介

TEL：03-3221-9328

Mail：r-suzuki@suzukijimusho.com

当法人は、「司法書士及び司法書士法人に対する懲戒処分の考え方（処分基準）（案）」（以下、「本基準案」という。）に関し、専門職能法人の団体として実務家の視点から、次のとおり意見を述べるものである。

第1 総則

1 法務大臣による懲戒処分

法務大臣による司法書士等に対する懲戒処分は、法の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする司法書士等の業務の適正を保持するために行われるものであり、この基準に基づいて公正に行う。

【意見の趣旨】

賛成する。

【意見の理由等】

懲戒処分は、当該司法書士等のみならず、その依頼者等においても重大な影響が及ぶものであることを鑑み、その処分にあたっては厳正、公平かつ慎重に行われなければならないものと思料する。

第1 総則

2 懲戒事由

(1) 司法書士等が、法又は法に基づく命令に違反したとき、法務大臣は、当該司法書士等に対し、懲戒処分をすることができる（法第47条、第48条第1項）。

【意見の趣旨】

賛成する。

【意見の理由等】

法務大臣が処分権者である以上、全国一律の基準等をもって、具体的な運用がなされるとの理解で差し支えないか確認したい。

第1 総則

2 懲戒事由

(2) 司法書士会及び日本司法書士会連合会の会則は自治規範であるが、司法書士等はその所属する司法書士会及び日本司法書士会連合会の会則を守らなければならない（法第23条、第46条第1項において準用する第23条）ことから、別表の違反行為の欄に掲げるものに該当する会則違反については、特に懲戒処分による必要性が認められるものについて、法違反（会則遵守義務違反）を理由として懲戒処分をするものとする。

【意見の趣旨】

留保つきで賛成する。

【意見の理由等】

司法書士会等の会則は自治規範であることを鑑み、悪質なものに限り懲戒処分の対象とすべきであるものと思料する。

なお、司法書士会等の会則に基づく、司法書士等に対する注意勧告等の自治処分については、司法書士会等ごとに当該処分の基準等が異なっていることを付言する。

第1 総則

2 懲戒事由

(3) 司法書士等は、常に品位を保持しなければならない（法第2条、第46条第1項において準用する第2条）ことから、司法書士等の行った行為がその業務に関連しない場合であっても、その行為が司法書士等の品位を害した場合には、法違反を理由として懲戒処分をすることができる。

【意見の趣旨】

留保つきで賛成する。

【意見の理由等】

「品位」とは抽象的な概念であることを鑑み、当該司法書士の業務外の行為が「品位を害した場合」を事由とする懲戒処分については、刑法犯など 限定的な行為 に限るべきであり、かつ、その適用についても慎重に行うべきであるものと思料する。

第1 総則

2 懲戒処分の種類

- (1) 司法書士に対する懲戒処分（法第47条）
 - ① 戒告
 - ② 2年以内の業務の停止
 - ③ 業務の禁止
- (2) 司法書士法人に対する懲戒処分（法第48条第1項）
 - ① 戒告
 - ② 2年以内の業務の全部又は一部の停止
 - ③ 解散

【意見の趣旨】

留保つきで賛成する。

【意見の理由等】

法第48条第1項第2号にかかる「一部の停止」については、複数の事務所を有する司法書士法人の特定の事務所の業務を停止する場合と、特定の業務を停止する場合とがあるが、違反行為とその停止の対象の関係性を明らかにすべきであるものと思料する。

また、業務の一部停止の処分の場合、当該停止処分中、処分対象者以外の者にどのような業務上の制限が課されるかを明確にされたい。

第2 処分基準

1 違反事実の認定

懲戒処分は、客観的資料等により認定することができる違反事実を対象とし、当該違反事実、考慮要素及び情状等による加重又は軽減の理由を明らかにして行う。

【意見の趣旨】

賛成する。

【意見の理由等】

懲戒処分にあたっては、その行為等の事実認定が必須であり、当該認定に誤りがあれば、処分自体の正当性も否定されることになる。そこで事実認定に争いがある場合には、当該認定の調査等を委嘱することが想定される司法書士会にのみ委ねるのではなく、第三者（機関）を関与させる等の方策を検討されたい。

第2 処分基準

2 懲戒処分の量定

司法書士等が行った行為が別表の違反行為の欄に掲げるものに該当するときは、同表の懲戒処分の量定の欄に掲げる処分を基準とした上で、考慮要素の欄に掲げる事項等を考慮した上で量定を決定し、懲戒処分を行う。ただし、司法書士法人に対して懲戒処分を行う場合には、別表の懲戒処分の量定の欄中「2年以内の業務の停止」とあるのは「2年以内の業務の全部又は一部の停止」と、「1年以内の業務の停止」とあるのは「1年以内の業務の全部又は一部の停止」と、「業務の禁止」とあるのは「解散」と読み替えるものとする。

【意見の趣旨】

賛成する。

【意見の理由等】

特になし。

第2 処分基準

3 情状等による加重及び軽減

(1) 司法書士等の行った行為が別表の違反行為の欄に掲げるものに該当する場合において、司法書士等が行った行為の態様が極めて悪質であること、又はその行為の回数が多いこと等の特段の情状等が認められるときは、同表の懲戒処分の量定の欄に掲げる処分より重い処分を行うことができる。

【意見の趣旨】

賛成する。

【意見の理由等】

近年、司法書士の業務は広範になり、司法書士会等から明確な業務指針が示されていないものも存在する。このように業務指針が明確に示されていない業務にかかる懲戒処分については、「司法書士会等が、事前に非違行為とされる業務について注意喚起してきたか」等の事情を判断に取り入れる等、予見可能な運用が望まれる。

第2 処分基準

3 情状等による加重及び軽減

- (2) 司法書士等の行った行為が別表の違反行為の欄に掲げるものに該当する場合において、当該対象行為の態様、当該対象行為をするに至った過程において酌むべき事情の内容、発生した経済的損失等の程度及びその回復の内容、既に受けた社会的な制裁等の内容、所属する司法書士会による自治的処分の内容その他の一切の事情を勘案して懲戒処分の量定を軽減することが相当である情状等が認められるときは、同表の懲戒処分の量定の欄に掲げる処分より軽い処分を行うことができる。
- (3) 司法書士等の行った行為が別表の違反行為の欄に掲げるものに該当する場合において、(2)に掲げる事情を勘案して懲戒処分を行わないことが相当であると認められるとき（特段の事情のない限り同表の懲戒処分の量定の欄に掲げる処分に戒告が含まれているときに限る。）は、懲戒処分を行わないことができる。

【意見の趣旨】

賛成する。

【意見の理由等】

平成14年法改正において新設された懲戒申出制度（法第49条第1項）に基づく懲戒申出の中には、本来の目的を逸脱し濫用がなされている事案も散見されることを付言する。

第2 処分基準

3 情状等による加重及び軽減

(4) 司法書士等に懲戒処分歴があることは懲戒処分を加重する情状とすることができ、司法書士等に懲戒処分歴がないことは懲戒処分を軽減する情状とすることができる。

【意見の趣旨】

賛成する。

【意見の理由等】

特になし。

第2 処分基準

3 情状等による加重及び軽減

(5) 別表の違反行為の欄に該当する行為が複数ある場合における懲戒処分の量定は、それぞれの違反行為について別表の懲戒処分の量定の欄に掲げる処分が最も重いものを基準としつつ、複数の違反行為全体を勘案し、必要に応じてこれを加重するものとする。

【意見の趣旨】

賛成する。

【意見の理由等】

本項における「必要に応じて」について、一定の基準を示す必要があるものと思料する。

第2 処分基準

3 情状等による加重及び軽減

(6) 司法書士等が行った行為が司法書士法又は同法に基づく命令に違反する場合において、別表の違反行為の欄に掲げるもののいずれにも該当しないときは、同欄に掲げる違反行為のうち当該行為に最も類似するものに準ずるなどの方法により当該行為に対する懲戒処分を行うものとする。

【意見の趣旨】

留保つきで賛成する。

【意見の理由等】

本基準案にかかる非違行為に該当しない場合に、類似行為として懲戒処分とすることは対象範囲を恣意的に拡張することができるとともに、予見可能性を欠くおそれがある者と思料する。したがって、本項を適用する場合には、より慎重かつ限定的な運用を求めらる。

第2 処分基準

3 情状等による加重及び軽減

(7) 司法書士法人における特則

司法書士法人における量定の判断に当たっては、(1)から(6)までに加え、当該法人の内部規律及び内部管理等を勘案する。

【意見の趣旨】

留保つきで賛成する。

【意見の理由等】

内部規律及び内部管理等を勘案するとは、例えば、懲戒対象当事者が司法書士法人所属の、使用人司法書士である場合、当該法人の内部規律や内部管理体制が適正であるときには、社員司法書士等の管理監督責任については懲戒処分の対象としない余地があるという理解で差し支えないかを確認したい。

また、内部規律及び内部管理等とは如何なるものを指すのか、どの程度の規律や管理を想定しているのか等について、具体的に例示等をすべきであるものと思料する。

加えて、司法書士法人の懲戒処分においては、「誰が（懲戒対象行為者：代表社員司法書士／社員司法書士／使用人司法書士／補助者）」、「どのような非違行為を行った場合に（懲戒対象行為：法第3条業務／規則第31条業務／業務以外）」、「誰を対象として懲戒処分がなされるのか（懲戒処分対象者：司法書士法人／代表社員司法書士／社員司法書士／使用人司法書士）」を明確にされたい。

第2 処分基準

4 業務停止の期間

司法書士等の業務の停止期間は、年、月、週を単位とする。

【意見の趣旨】

賛成する。

【意見の理由】

特になし。